

## 人口減少が進む地域で、安定した事業運営をするため労働力を確保したい。

### 【事業の概要】

#### ○内 容

本法律(制度)は、人口急減地域において、都道府県知事が認定を行う「特定地域づくり事業協同組合」が、地域内の事業者(組合員)の仕事を複数組み合わせることで通年の仕事を創り出すとともに、移住希望者や地域の若者などを雇用して、繁忙期など事業者(組合員)の労働需要に応じて派遣する仕組みとなっており、地域の担い手確保を目的としている。

#### ○制度概要

**対象地域:** 人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断(※過疎地域に限られない)

**対象団体:** 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合

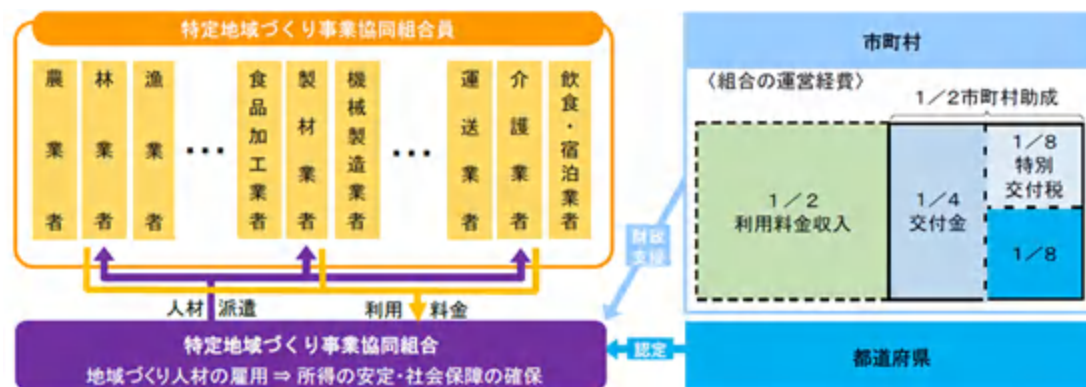
**対象事業:** マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)の派遣等

**認定手続:** 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)

**特例措置:** 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能

#### ○財政支援

- ・組合運営費の1/2を市町村が助成
- ・市町村助成の1/2に国交付金
  - ※市町村負担分のうち、1/2に特別交付税措置
- ・国交付金の対象経費
  - ①派遣職員人件費(対象経費の上限額:400万円/年・人)
  - ②事務局運営費(対象経費の上限額:600万円/年)



### 【問い合わせ先】

地域振興部 地域づくり推進課 半島・過疎対策班  
 担当者: 朝長、吉田  
 電話: 095-895-2245  
 FAX: 095-895-2559  
 E-mail: s02510@pref.nagasaki.lg.jp